

京都市告示第391号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

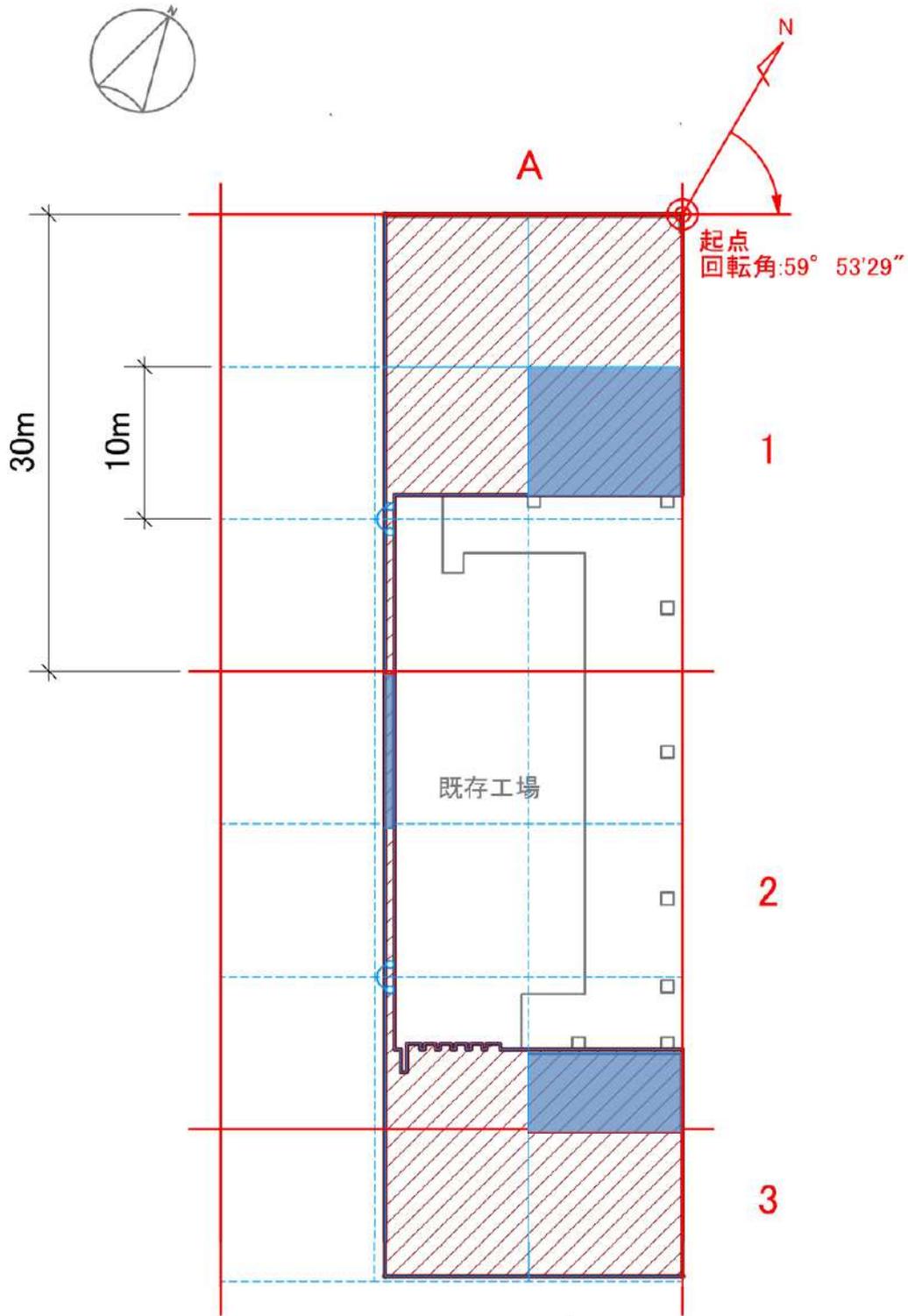
令和7年9月12日

京都市長 松井孝治

- 1 土地の所在地
京都市南区吉祥院新田貳ノ段町74番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)

形質変更時要届出区域 (鉛及びその化合物 土壤溶出量基準超過)



30m格子

単位区画

10m間隔の格子

区画の統合

調査対象地

形質変更時要届出区域

A

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 1 | 2 | 3 |
| 1 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | |

単位区画名は30m格子、単位区画の順とする。
斜線部の単位区画名はA1-5。